

Chaori 太陽光発電モジュールの限定保証

1. 限定保証 – 5年間の交換又は返金による救済措置

Shanghai Chaori Solar Energy S & T Co., Ltd.(上海市奉賢区南橋鎮經濟特区)は、通常の使用方式、設置、使用と管理下において自社の太陽光発電モジュール(以下 PV モジュールとする)および現場交換可能なDCコネクタケーブル等の部品を保証します。PV モジュールが保証の対象となった場合、販売日より60カ月を最長としてChaori Solar Energyは販売先(以下、購入者とする)に対して商品の交換又は購入者の支払った購入金額(以下、購入代金とする)の返金を致します。交換又は返金は限定保証の独占的かつ排他的な救済措置として提供されるものであり、60ヶ月を越えて保証されるものではありません。この限定保証は特定の発電出力を保証するものではありません。ピークパワー限定保証に関しては第2項で説明されません。

2. ピークパワー限定保証 – 限定救済措置

A: 10年

100W以上のPVモジュールに関しては購入者への販売の日から10年間は、販売時にお渡しするChaori Solar製品説明書に記載されているとおり、CRM値として記載されている最小ピークパワーの90%以下を出力し、Chaori Solar社が(単独かつ絶対的裁量により)製造又は材質の欠陥によると判断した場合、Chaori Solar社はその出力の不足を追加のPVモジュールの提供、または欠陥モジュールの交換、又は購入代金の返還(減価償却率を1%/年とし)のいずれかの方法をChaori Solar社側が選択し、賠償致します。

B: 25年

100W以上のPVモジュールに関しては購入者への販売の日から10年間は、販売時にお渡しするChaori Solar製品説明書に記載されているとおり、CRM値として記載されている最小ピークパワーの90%以下を出力する、又は販売の日から25年間は販売時にお渡しするChaori Solar製品説明書に記載されているとおり、CRM値として記載されている最小ピークパワーの80%以下を出力し、Chaori Solar社が(単独かつ絶対的裁量により)製造又は材質の欠陥によると判断した場合、Chaori Solar社はその出力の不足を追加のPVモジュールの提供、または欠陥モジュールの交換、又は購入代金の返還(減価償却率を5%/年とし)のいずれかの方法をChaori Solar社側が選択し、賠償致します。

この第2条に記載されている内容はピークパワー限定保証の独占的かつ排他的救済措置です。

3. 除外と限定内容について

A. 保証に対する賠償申請は保証期間内に提示されなければなりません。

- B. PV モジュールが Chaori Solar 社の絶対判断により下記の状況と判断された場合は限定保証に該当しません。
- 誤用、乱用、事故または怠慢
 - 改造、不適當な設置または応用
 - Chaori Solar の設置/使用/メンテナンスに関するマニュアルの不遵守
 - Chaori Solar が認可した以外の技術者による修理又は改造があった場合
 - 停電のサージ電流、落雷、洪水、火事、意図しない破損など、Chaori Solar の管理外での出来事
- C. 限定保証は PV モジュールの返品や修理品や交換品の輸送費に関しては保証しません。また、PV モジュールの設置、取り外しや再設置に際してかかる費用についても保証しません。
- D. PV モジュールが地面以外で使用される場合には第 2 条-A 項が適用され、保証期間を 10 年とします。
- E. PV モジュールの型番またはシリアル番号が変更、取り外し、又は判読不明となった場合は保証の対象となりません。

4.保証の範囲の限定

この限定保証は他の全ての口頭による、または暗黙の保証、つまり市販性、特定の目的/使用/応用に対する使用品質など、Chaori Solar の他の責務や義務を含めるがまたそれらに限定しないもの、を明確に除外し代わりとなるものであります。ただし Chaori Solar 社が保証、義務や責務について書面にて合意し、署名捺印したものについてはこれに含まれません。Chaori Solar は製品に関連（モジュールの欠陥、使用、設置など無制限とし）して引き起こされる人身又は資産に対する損害又は障害に対して責務又は義務を負いません。使用、利益、発電、収入に関する損失は特に、またその他一切についても除外されます。

賠償申請の対象は設置される又はされた製品やサービスとし、Chaori Solar の損害に対する総負債は購入者の支払った請求内容を越えるものではありません。

5.保証の実行

購入者がこの限定保証の内容の対象となる賠償申請をする場合、即時に PV モジュールの a) 販売店または b) 正式なディストリビュータ、あるいは c) Chaori Solar の本社（中国上海）に書面申請を提出します。申請書類と共に販売日を証明するものを添付してください。必要に応じて販売店又はディストリビュータが申請のお手伝いを致します。更にご質問がある場合には Chaori Solar に直接お問い合わせください。PV モジュールの返品に関しては、事前に必ず Chaori Solar の承諾を書面にて取得してください。承諾がない場合はモジュールの返品を受け付けることができません。

6.係争

この限定保証に関連して購入者によって起こされた如何なる行動も、請求を理由づける事の起きた後1年を過ぎてからは受け付けられません。

7. その他

PV モジュールの交換又は追加の提供は新たな保証の期間を設定したり、現限定保証の期間延長を設定するものではありません。交換されたPV モジュールの所有権は Chaori Solar にあります。Chaori Solar は請求のあった時点で対象製品が製造中止になっていた場合、別の型式（サイズ、色、形、出力）のPV モジュールを提供する権利を有します。

購入者によって購入されたPV モジュールがこの限定保証に記載されていない場合、購入者は Chaori Solar に対応する保証の有無について問い合わせてください。

8.不可抗力

Chaori Solar は予測不能な戦争、暴動、ストライキ等、による適切かつ十分な労働力や材料の不足、ダイ破損、設備/技術/生産の不具合から生じる、この限定保証に含まれる販売に関する契約条項の契約不履行や履行遅滞について購入者や第三者に対して責務又は義務を負いません。

「ピークパワー」とはPV モジュールが最大出力時に発電する電力の最大ワット数を言います。「CRM」は(a)AM1.5光スペクトル、(b)1000W/m²の照射、(c)セル温度25°Cの状態を言います。測定はIEC61215に則して接続箱のターミナルにおいてPV モジュールの生産時点に有効とされる Chaori Solar の標準試験及び測定方法によりおこなわれます。